

第五回国会 衆議院 労働委員会 議録第十八号

(四三五)

昭和二十四年五月十三日(金曜日)

午後二時二十六分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 角田 幸吉君 理事 福永 健司君

理事 三浦寅之助君 理事 吉武 恵市君

理事 前田 種男君 理事 川崎 秀二君

理事 春日 正一君 理事 島田 末信君

麻生太賀吉君 大橋 武夫君

小淵 光平君 佐藤 親弘君

篠田 弘作君 塚原 俊郎君

船越 弘君 松野 頼三君

青野 武一君 大矢 省三君

小川 半次君 土橋 一吉君

石田 一松君 石野 久男君

出席國務大臣

労働大臣 鈴木 正文君

出席政府委員

労働政務次官 山崎 岩男君

(労働局長) 労働事務官 賀来才二郎君

委員外の出席者

専門員 濱口金一郎君

五月十一日

労働法規改正反対の陳情書(関東金

属労働組合同盟瑞穂産業田無支部大

会(第四六九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

労働組合法案(内閣提出第一四九

号)

労働関係調整法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一五〇号)

○倉石委員長 ただいまより会議を開

きます。

第一類第十五号

労働委員会議録

第十八号

昭和二十四年五月十三日

前会に引続きまして、労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案を一括して議題に供します。

前会におきまして、右両案については質疑を終了しておりますので、ただちに両案を一括議題として、討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。吉武恵市君。

○吉武委員 私は民主自由党を代表いたしまして、今回提案になりました労働組合法の改正法律案及び労働関係調整の一部を改正する法律案に対し、民自党と民主主義の興党派、野党派の共同提案になります修正案を付しまして、賛成をいたすものでございます。まず修正案を朗読させていただきます。

労働組合法案に対する修正案
労働組合法案の一部を次のように修正をする。国会は、労働組合法昭和二十年法律第五十一号の全部を改正するこの法律を制定する。を「労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)の全部を改正する。」に改める。
第二條第一号中「雇入、解雇、昇進」を「雇入解雇昇進」に「忠誠」を「誠意」に改める。

第五條第二項第五号中「代議員」の次に「直接無記名投票」を加え、同項第九号中「過半数の投票」を「直接無記名投票による過半数の支持」に改める。

第十九條第三項中「労働委員会の」の次に「委員及び」を加え、同條第十八項中「とき、又は」を「ときは、第

十六項の規定に従つて選挙された者が会長職務を代行し」に「この條を「同項」に改め、同條第二十項中「委員の任免は、」を「労働大臣の行い権限は、」に改め、「各五人」の次に「東京都においては各七人」を加え、「その中の二人」の次に「東京都においては三人」を加える。

第二十一條の見出しの「(会議の公開)」を「(会議)」に改める。
第二十二條に次の一項を加える。
「労働委員会は、前項の臨検又は検査をさせる場合においては、委員又は職員にその身分を証明する証書を携帯させ、関係人にこれを呈示せなければならぬ。」

第二十七條第三項中「開始を決定するまでその効力を有する」を「結果、これを取り消し、又は変更したときに限り、その効力を失う。」に改め、同條第五項中「従うべき旨を命じ、又は」の次に「当事者の申立により、若しくは職権で」を加え、同條第七項中「当該」及び「中央労働委員会に再審査の申立をせず、且つ、」を削る。

(委員長退席、三浦委員長代理着席)
附則第六項の次に次の二項を加え、附則第七項を第九項とする。
7 労働省設置法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第四條第十四号及び第十六号から第十八号までを削り、第十五号を

第十四号とし、第十九号を第十五号とし、以下各号を順次四号ずつ繰り上げ、第十五号第十六号を次のように改め、第三十七号中「労働組合法」の次に「(昭和二十四年法律第 号)」を加える。

十五 公益事業に関する労働争議につき、労働委員会に調停を請求すること。
十六 公共企業体の職員に関する労働組合について、立証を受け、及び証明を與えること。
第七條第一号を次のように改める。

一 労働組合法及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の施行に関すること。但し、労働委員会が行う労働組合法第五條第十一條、第十八條、第二十四條から第二十七條まで及び附則第二項但書の規定による事務並びに労働関係調整法第四十二條の規定による事務を除く。

8 運輸省設置法(昭和二十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、第二十五号中「第五十号」を「第四十九号」に改め、第十九号を次のように改める。
十九 船員に係る労働争議につき船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」

という。)に調停を請求すること。
第五十七條中「労働関係調整法」の次に「(昭和二十一年法律第二十五号)」を加える。

労働関係調整法の一部を改正する法律案に対する修正案
労働関係調整法の一部を改正する法律案中、第三十七條の改正規定を次のように修正する。
「第三十七條に次の一項を加える。」

「公益事業に関し、関係当事者が受諾した調停案中に、なお関係当事者間において交渉を行うべき旨が定められている事項がある場合において、その事項について関係当事者が争議行為をなすには、新たに前項に規定する条件を満たさなければならぬ。」

以上でございますが、今朝朗読いたしました修正案について、簡単に説明をいたしたいと思ひます。
第二條第一号中の修正は、字句の修正にすぎません。

第五條第二項第五号中の修正は、労働組合の役員選挙は、組合員の直接無記名投票としたしておりますので、連合団体であります労働組合または全国的な規模を持つ労働組合にありましては、その役員は代議員による直接無記名投票によるべきものであると考えたからでございます。また第五條第二項第九号中、組合規約の改正は重要な事項でございますので、組合員

正にすぎません。

の「過半数の投票」とありますのを、「直接無記名投票による過半数の支持」に改める必要があると存じたからであります。

次に第十九條第三項中、労働委員会の職員は公務に従事するものとみなされておりますけれども、委員もまた法令による公務に従事するものとすべきでございますから、同項に委員を加えた次第でございます。

第十九條第二十項の、地方労働委員会の使用者委員、労働者委員、及び公益委員の五人とありますのを、おの／＼を、東京都におきましては、おの／＼七人と改めましたのは、東京都のごとき大府縣におきましては、五人ではその職務の遂行に支障がありはしないかと考えたからでございます。

次に、第十九條第十八項中、会長に事故がございするときは、会長に職務を代行する者が必要であると存じますので、かように会長代理を置くように修正した次第でございます。

そのほか第十九條第二十項中及び第二十一條中、多少の字句の修正をいたしましたのでございます。

第二十二條の修正は、臨検、検査をいたす場合には、証票を携帯すべきことは、各種の法令に規定するところでございます。また、本法においても、またその必要ありと存じたからでございます。

第二十七條第三項中、地方労働委員会の命令に対し、中央労働委員会に再審査の申立てをいたしました場合は、「結果、これを取り消し、又は変更したときに限り、その効力を失う。」とする方が、その間に空隙がなくなると思いますので、かく改正をいたしました。

た次第でございます。

次に、第二十七條第五項において、受訴裁判所が労働委員会の決定を取消し、もしくはこれを変更するには、「当事者の申立により、若しくは職権」によりなければならないので、かように修正した次第でございます。

第二十七條第七項中の修正は、必要な字句を削除したにすぎません。

次に、附則において、労働省設置法の一部及び運輸省設置法の一部を修正いたしましたのは、今回の労働組合法及び労働関係調整法の改正に伴いまして、当然字句の修正をいたさなければならなくなつたからでございます。

次に、労働関係調整法第三十七條の第二項を削除いたしました理由は、公益事業における労働争議を行います場合は、提訴いたしましたから三十日間の冷却期間を満了いたしましたときより、原案によりまして六十日を経過した後に争議行為をするには、新たに三十日間の冷却期間を経なければならぬことといたしておりますが、かくいたしますと、かえつてむりに、六十日間に争議をさせるようなことになるおそれもございますので、これを削除した次第でございます。

さて今回提案されました労働組合法案及び労働関係調整法改正法律案に賛成いたしましたおまな理由を述べてみたいと思ひます。

第一に、労働組合の民主性及び自主性を確立することについて、今回の改正案は著しく明確になつておると思ひからでございます。すなわち改正案におきましては、現行法で不明確でございました組合に加入し得る者の範囲を、明確にいたしますとともに、使

用者の組合経費援助を禁止いたしましたし、もつて使用者の御用組合化を排除し、組合の自主性を確立する点を明確にしておるのでございます。

次に、また組合規約の必要記載事項を具体的に規定いたしまして、組合員の平等権、役員、直接選挙による選出、会計監査、公開、争議行為開始に對する一般組合員の直接秘密投票等を明記することによりまして、從來ややとすれば一部少数の独裁、あるいは一部少数のフラクの策動の余地ならしめまして、もつて組合の民主化を確立せしめますのに、非常に役立つ法律であると存するのでございます。

第二に使用者の不当労働行為の範囲を拡充いたしまして、使用者の組合干渉を排除しておる点でございます。すなわち現行法では、労働者を不利益な取扱ひをしてはならないという点だけ、不当労働行為として取上げられておりましたが、今回の改正で使用者は団体交渉を拒否すること、また労働組合の運営に干渉すること、また労働行為としてこれを排除し、組合の團結権をより一層強調しておるのでございます。

第三は、労働協約の自動的延長を禁止しておるのでございます。現在労働協約が、多く終戦直後の動乱期において締結されたために、それが自動的に延長されておるので、労資間の公正なる交渉が妨げられがちでございした。今回の改正によりまして、自動的延長を禁止し、あくまで労資間の交渉によつて決定するように、改正されておるのであります。

第四に、労働委員会の権限を強化し、濫用者の不当労働行為に対して原状回復命令を出し得るようにしておる点でございます。準司法的機能は公益委員すなわち中立委員のみで決定し、労資の委員は審問に参加し得ることにとどめまして、もつてその公正を期することにしたのでございます。現行法では、労働委員会が不当労働行為に對して、單に檢察廳に對して処罰の請求をなし得るにすぎなかつたのでございするが、今回の改正によりまして、労働委員会みづから原状回復命令を出し得ることになりました。もつて迅速なる処置ができるようになったのでございます。なお從來これらの不当労働行為を審議いたすにあたりまして、労資、中立の三者で審議しておりました關係上、労働者側の委員にしても、使用者側の委員にしても、その利害關係が濃いために、公正を期しがたい点もございするもので、今回の改正によつて、中立委員のみで決定することとし、なお労資双方の委員がその審問にも參與できるようにして、おる点は、著しく進歩しておるものと信ずる次第でございます。

第五に、中央労働委員会と地方労働委員会との關係を緊密にしておる点でございます。過去におきまして、組合の地域闘争等に関し、全國的に統一ある処置ができなかつたために、労働争議をかえつて紛糾した事例が少くなかつたのでございしますが、今回の改正によりまして、労働委員会の権限を強化いたしましたとともに、全國的、統一的運営をはかるために、中労委が地労委に對して再審査権を有することと持つことになつたのでございます。次に労働関係調整法の改正法律案について申し上げますと、第一、公共事業の指定について、國會の意思を尊重するように改正された点でございます。すなわち公共事業の指定は、憲法第二十八條の基本的人權との關係より、きつて重大なる事項でございする。しかるに現行法におきましては、これを行政官廳が労働委員会の決議によつて指定することになつておりましたものを、今回の改正によつて、總理大臣が國會の承認を経てこれを指定することに改めておるのでございます。

第二に争議の調停にあたりまして、一旦調停案を受諾したならば、その調停案の解釈なり、あるいは履行について紛議がございする場合には、ただちに争議行為に訴へることなく、その調停委員会の見解を聞くこととしたしまして、なるべく平和的に処理する方法の講ぜられておる点でございます。元來争議が行われ、その調停が成立いたしました以上は、その調停案受諾後は、その事項については少くとも平和的に維持するべきものでございするが、從來ややともいたしますと、その解釈について、ただちに争議行為に出るきらいのございましたが、今回の改正によつて、かかる場合には一應その調停をした調停委員会の見解を聞くなければ、争議行為ができないというように改めておるのでございます。

以上は、いずれも過去三年にわたりましての實際の経験によりまして、その不備欠陥とされております点を是正されておるのでございまして、これを冷静に検討いたしましたならば、決して反対すべき何ものもなく、眞に自由な、民主的な労働組合の確立を願ひます者は、ともに賛成されることである

と私はかく信ずるものでござい
す。もしこれに反対をする者がありと
したしますならば、それは從來一部政
治的な意図を持たれる方々の、そ
の独裁的な方法によつて、まじめな多
数の労働者を自分の手中に入れて、こ
れを利用せんとするものにほかなら
ないと思ひます。憲法第二十八條を
正しく理解し、眞に労働者の團結、
團體交渉権、爭議権を保障して、日本
経済再建をはかろうとしたしておりま
す者は、労働者でございましょうと、資
本家でございましょうと、また一般國
民でありますとを問はず、多数の人々
は今回の改正に賛成されることと確
信する次第でございまして、よつてこ
の際私は政府に一つ要望したいこと
は、政府は今回の改正とともに、眞に
自由にして民主的な労働組合の育成
に、確信と熱意をもつて事に當つて
いただきたいのであります。かくして
資相提議して、目下の急務でござい
ます経済九原則の円滑なる実施をは
かり、もつて一日も早く日本経済の安定
ができるよう、格段の御努力を拂われ
んことを要望いたしまして、本案に賛
成いたす次第でございまして、

○三浦委員長代理 青野武一君。

〔三浦委員長代理退席、委員長着席〕

○青野委員 私は日本社会党を代表
いたしまして、提案せられております
労働組合法と労働関係調整法の一部を
改正する法律案に對しまして、全面的
にその内部に流れております反動勞
働者の條文、あるいは條文の中に隠さ
れております精神に對しまして、反
對の意思を表します。しかも單に社会
党は反對するだけではなく、こういう

ように修正すべきであると思ふ。それ
は労働組合法の中に、あくまで労働者
の利益を守り抜くという建設的な條文
を挿入することでありまして、大体一般
的に労働組合の諸君には、一、二年間
現行労働法規を扱うなという意見もあ
ると聞いておりますが、むしろ一步
積極的に、三年前に制定せられた
労働組合法なり、労働法を、積極性を
もつて今の時局に、今の労働運動に適
應したように改正せなければならな
いという立場をとりまして、社会党は、
形式的には修正案として討議に臨むこ
とは、時間のずれと周囲の事情によつ
て、不可能になつたのであります。ま
が、反對の討論を通じて、われわれは
こういうように修正すべしという意見
をここに表明したいと思ふのでありま
す。

なぜ社会党はこういうように修正す
るか。労働組合法というものについ
て、労働者の意思に沿つて、それらの
諸君の意思を尊重して、こういうよう
に決定すべしという立場をとつており
ます。ゆえに、日本の民主革命の主
体勢力であります労働者の中で、その
先頭に立つておるのが労働者の諸君で
あり、日本の経済の復興も、祖國の再
建も、生産力の増強も、一にかかつて
千二百万の労働者諸君の努力にかん
よつて、これが決定せられるのであり
まして、終戦後連合軍のとりました民
主的な労働政策によつて、非常に日本
の國民経済が変貌いたしましたことを
顧みますときに、この機会にこそ、勞
働者を中心にする日本の立國政策を確
立せなければならぬと考へておるか
らであります。御承知のように十八回
にまたがる労働委員会の質疑におきま

して、あるいは各党の方からいろいろ
なる御意見が出ましたが、民主主義の
原則は、法のもとに平等である、こ
ういふことをわれわれに教へておるの
であります。第一は、議會政治の確立、
言論、出版の自由、集会結社の自由、
経済活動の自由、農民の眞の解放、信
教の自由、みだりに逮捕、監禁、投獄
せられざる自由、團結、團體行動、罷
業の自由、住居や信書を侵害されない
自由、これが近代國家に欠くべからざ
る民主主義の原則であるということが
言われておりますときに、今回の労働
法規の改正は、まず第一條において、暴
力否定の條文が追加せられたのであり
ます。私もこれは乏しい経験ではありま
すが、往年特高警察の手によつて、勞
働組合運動の指導者が、次から次に彈
圧、迫害のしものうちに苦しい生活
をした経験をよく知つております。よ
うやく獨立性を確立して、自主性と民
主的な性格を兼ね備へて、みずから
日本の生産の担当者という自覚の上に
立つて、日本の再建のために、苦しい生
活の中に、歯を食い縛つて立ち上つて
働いておる労働者に対して、この第一
條の但書は、わが党の大矢委員も言つ
ておりましたように、これは明らかに
労働者に対する國際的な侮辱の條文で
あると私たちは考へております。この
意味から、結論的に申し上げますが、この改
正案に對して社会党の修正箇所を朗読
して、その理由をその次に申し上げた
いと思ふのであります。もちろんこれ
は全労働會議の意見、あるいは總同盟の
意見、全國の労働團體の組合員の諸君
の意見を廣く取入れて、形式はとにかく
社会党の一個の修正案となつておる

のであります。以下簡單でありますか
ら、このプリントを一應読んでみます。
「労働組合法改正に對する社会党の
修正第一案總則」現行法を少し改正
いたします。この改正案とはほとんど
違ふのであります。第一條第一項を、
「この法律は労働者の團結する權利及び
團體交渉その他の團體行動をする權利
の保障によつて、労働者の經濟的、社会
的並びに政治的地位の向上をはかるこ
とを目的とする」と私どもはこういう
修正意見を持つております。これは憲
法の勤労者に対する保障條文をこのま
ま移して、労働者の經濟的、社会的、
政治的地位の向上をはかることを目的
とする。これが労働組合の目的を定め
る一番大事なことであります。第二項
は現行法通りであります。第二項
これを書きかえる。そうして暴力否定
の但書はこれを削除する。

第二條は第一号の附段として「使用
者またはその利益を代表する者の参
加を許すもの」とこれを加えるのであり
ます。今民自党の方からの御意見もあ
りました。社会党も「忠誠」と書いて
あります。この封建的な文字、これを
「誠実」と改めることにしておるので
あります。「労働者その他使用者の利益
を代表する者の参加を許すもの」を、
「労働者または使用者の利益を代表す
る者と認められる」と修正したので
あります。第二條の第二号の但書中
に、「労働者が労働時間中に時間又は
賃金を失ふことなく使用者と協議し、
」ということが規定してありまして、組
合独自の会合を持つということが、こ
の改正案の中にはありません。従つて
使用者の許可を得なければ、時間中に
中央委員会も中央執行委員会も、その

他重要な組合独自の會議が開けないよ
うになつておるのを、第二号の但書中
に「労働者が労働時間中に時間または
賃金を失ふことなく、組合の會議を開
き、または使用者と協議し、もしくは
交渉すること」というふうな修正し、
同時に「事務所の供與」を「事務所の供
給等」と修正したのであります。

第四條は第一項の「地方公共團體」と
いう文字を削るのであります。次に改
正案には入つておりませんが、第二項
として、現行法の一部を口語体に直し
て第四條第二項として、「前項に規定
するもののほか、國または公共團體に
使用せられる公務員に關しては、この
法律の適用について法律をもつて別段
の定めなすことができる」ということ
を加えたのであります。

第二章労働組合の第五條から第八條
まで次のように修正するのであります。
第五條を「労働組合の代表者は組
合設立の日から二週間以内設立の年
月日、規約並びに役員の名及び住所
を都道府縣の長に届け出なければなら
ない。これは現行法の二週間を二週間
とし、また改正案には労働委員会に届
けることになつておりますが、社会党
の修正意見は都道府縣の長に届け出な
ければならないとします。第二項に
「前項の規定により届出をなしたる事
項に変更を生じたときは二週間以内に
都道府縣の長にこれを届け出なければ
ならない。これも一週間を増加して二
週間になつております。第三項は「第
一項の規定により届出した労働組合
が解散したときは、その清算人または
これに準ずる者は、その解散の日か
ら二週間以内にその解散年月日及び解
散の事由を都道府縣の長に届け出なけ

ればならない。次に問題になりました。第五條の四号の「人種、宗教、性別、門地又は身分の宗教」ところへ、信條の文字を入れかえることを要求してゐるのであります。

第六條は「労働組合として設立されたものが、第二條に該当せずもしくは該当しなかつたときは、この法律及び労働関係調整法の規定による権利と保護を受け、手続に參與することができない。第六條の二項は「都道府縣の長は前條第一項または第二項の規定により労働組合として届出をなしたものが、第二條に該当せず、もしくは該当しなかつたことを認めるときは、労働委員会の決議に基づいてこれを決定する。」これを新たに挿入したのであります。三項は「労働委員会が労働者、労働組合、使用者もしくはその団体その他の関係者から申請があつたとき、また当該都道府縣の長から請求があつたときは、労働組合として設定されたものが第二條に該当するかどうかを決定しなければならぬ。」と記するのであります。すなわち原案第五條の第二項を、第七條の第二項に持つて来るのであります。但しこの第四号中の宗教を、ただいま申し上げましたように、信條と修正をいたします。英文によりますと、宗教と信條は、やや近いものであるという解釈をするものもありますが、將來この信條によつて、特に保守勢力の諸君が、過激な思想を持つと目される人々に対して、労働組合に働きかけて、労働組合に加入することのできないような、一種の側面からの弾圧をするような場合を考慮いたしまして、第四号中に信條を入れるのであります。第七号中「すべての財源及び使途」を「すべての収入及び支出」にかえるのであります。職業的に資格がある会計監査人」というのを「公正な会計監査人」に修正。

第八條は「都道府縣の長は労働組合として設立されたものの規約が、前條に規定する条件を満たさずもしくは満たさなかつた場合は、労働委員会の決議に基づいてその変更を命ずることができ。これが第五條から第八條まで修正であります。

第九條は原案の第六條通り、これは交渉の権限であります。第十條の第一号、これは原案第七條の第一号通り、不当労働行為であります。第二号中の「雇用する労働者の代表者」と労働組合の代表者または労働組合の委任を受けた者と修正したのであります。第三号の但書は、第二條第二号但書の修正に準じて修正をする。これは組合の会議等であります。第四号は労働関係調整法の四十條と四十一條を第十條の二にもつて来るのであります。これは「労働関係調整法による労働争議の調整をする場合に、労働者が行つた発言または労働者が正当な争議行為をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これらに對して不利益な取扱ひをすることはできない。」労働法の四十條と四十一條をこの不当労働行為の十條の四号に持つて来たのであります。

第十一條は原案第八條の通り。第十二條は原案第九條の通り。第十三條は原案第十條の通りであります。第十四條は「労働組合はその主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。」第二項、第三項

は原案第十一條第二項、第三項の通りにいたすのであります。以下朗読いたしますのは、條文の変更でありまして、修正に伴つて條文が前後いたしましたので、朗読いたします。第十五條は原案の第十二條通り、第十六條は原案の第十三條通り、第三章の労働協約は第十七條が原案の第十四條通り、第十八條が原案の第十五條通りであります。

第十九條は基準の効力であります。が、原案第十六條中「待遇に関する基準」の次に「その労働協約によつて基準決定のために設けられた機関があるときは、その決定した基準を含む、以下同じ」ということを挿入したのであります。第二十條は原案第十七條の通り、これは一般的拘束力であります。第二十一條は原案第十八條通り、地域的な一般的拘束力であります。第四章労働委員会第二十二條は原案第十九條通り、但し第二項後段として「特別の必要あるときは、一定の地域または事項について特別労働委員会を設けることができる。」ということを加えるのであります。第二十三條は原案第二十條通り、労働委員会の権限であります。第二十四條は原案第二十一條の通り、会議の公開を原則とせよ、これはただいま修正意見として出しましたが、この労働委員会はその原則をはつきりと公開せよという條文であります。第二十五條の強制権限は原案第二十二條の通り。第二十六條は原案第二十三條の通り、秘密を守る義務のところでありまして、

第二十七條「第三章の規定は労働委員会に關與した労働条件その他の労働者の待遇の基準に関する協定であつて、労働組合がその当事者でないものについてこれを準用する。」といたしました。第二十八條は原案の第二十四條であります。これは削除することになつております。公益委員のみで行う権限でありまして、公益委員のみが重要な問題を特にその権限をもつて決定する、これはあとで申し上げますけれども、第二十八條は原案第二十四條をあたはめませんが、これを削除して、原案の第二十五條を持つて来るのであります。第二十九條は原案第二十六條通り、これは規則の制定権であります。第三十條は原案第二十七條を持つて来ます。これは労働委員会の命令であります。第五章罰則第三十一條は原案の第二十八條。第三十二條は原案第二十九條の通り、但し「第三十三條を第二十六條」と修正するのであります。第三十三條は原案第三十條の通り、但し「第三十二條を第二十五條」と内容を修正しなければならぬのであります。第三十四條は原案第三十一條の通り。第三十五條は原案第三十二條の通り、但しその文章の中に條文にありまして「第二十七條を第三十條」と修正しなければなりません。第三十六條は原案第三十三條の通り、但し「第三十二條を第三十五條」と、「第三十一條を第三十四條」と修正するのであります。

最後に附則の但書を削除いたしました。この法律施行の際現に有する労働協約であつて、第十八條第二項の規定に違反する條項を含んだものについては、その條項を除いた部分がその労働協約の有効期間中効力を繼續するものとする。なお原案三項から七項を四項から八項に順次繰下げます。但し七項中の條文番号を修正しなければならぬのであります。

最後に労働関係調整法の改正案に對しまする社会党の修正は、第八條の第二項中に「中央労働委員会の決議によつて」と書いてあります。前の労働関係調整法の現行法にもどしまして「國會の承認を経て」とあります。これを「國會の承認を経て」と修正。

第三十七條に追加した二項中「前項の期間が満了した時から六十日を經過した後、公益事業に關し、関係当事者が争議行為をなすには、新たに前項に規定する条件を満たさなければならぬ。」という一項は——社会党は、ただいまの御意見がありましたけれども、この第三十七條に追加いたしました二項中のこの六十日の冷却期間は、削除することです。に数日前から決定しておつたのであります。先ほど説明いたしました労働関係調整法の現行法第四十條、第四十一條は、不当労働行為の四号に挿入をいたしましたので、これを削除する。

これが、形式はともかくといたしまして社会党の修正の案であります。私はこれに伴ひまして最後に社会党の立場を明らかにいたします。が、今は御承知のように革命の途上にあります。民主革命を遂行しなければならぬこと

の収入及び支出」にかえるのであります。職業的に資格がある会計監査人」というのを「公正な会計監査人」に修正。

の収入及び支出」にかえるのであります。職業的に資格がある会計監査人」というのを「公正な会計監査人」に修正。

は絶対至上命令であります。民主主義の徹底によつて、今日新しい社会主義の革命というものを、だれが好もうと好まざると、当然歴史の発展過程の上では歩んで行かなければならない。そのためには政治、経済、社会、精神生活に大きな問題が投げかけられておるのであります。この間の九日の公聴会で日経連の公述人も言つておりました、日本の使用者、大工場、産業資本家は、終戦後少くとも二箇年間は虚脱状態にあつた。どうなつて行くかわからないから、仕事をやりつばなしにしました。腕を組んで拱手傍觀したそのときに、日本の労働者は、與へられた労働組合法ではありましたが、今日終戦後三年半で、六百七十万人の労働者諸君が組織を完了しております。ソ連の一千二百万人、アメリカと英國の五百五十万程度に比べて、日本の労働者の組織者の数は、世界の第二位であります。人口八千万のうちの一千二百万の労働者、そのうちの六〇％になんなんとする六百七十万人の労働者諸君が、敗戦直後のあの生活の苦しい中から、いかに悲痛な決意を持つて立ち上つて、祖國の再建のために努力したかという事は、これは民自党の諸君でも認めなければならぬ事實であります。そうしてこの民主主義を徹底するために、日本の生産を増強するため、この組織せられた労働者が先頭に立つて、いかに血みどろの労働力を提供し、日本の再建に役立つたかということを見ますときに、もつともつとわれ／＼は高度な、幅の廣い労働者の保護立法をつくるべきであると考えておりましたが、先ほど読み上げました

ように、第一條には暴力否定の但書を、つくり、あるいは人種、性別、門地、その他の條項の中に、ことさらに信條を取除いておるのであります。この点については、私も午前中にヘブラー課長に會つて、私どもの私見を申し上げておりますが、これは入れるべきであると私は考えております。こういう文字を削除することによつて、憲法の條文から引抜いて、二十年前に公國的にあつた特高警察を中心にして弾圧したような、日本の労働組合に対して弾圧を加えることによつて、日本の生産がどうなるかということと考えれば、おそらく二十年にして祖國の再建がなれるのが、四十年も五十年もかかつて行くという結果を私どもは考えざるを得ない。こういう時期にあたりまして、日本は表面は新生化されておりましたが、内面的には幾多の腐敗したものが残つておる。その古い傳統や矛盾が、あらしのような大きな力で吹き倒されて新しいものにかわろうとするときに、古い勢力が、その頭を持ち上げて来る力を押さへようとする。この現われが、今度の労働法規の改訂の問題に幾多現れておるのであります。労働者にくまのいをオブラートに包んでのませるような、ねこいらすをオブラートに包んでのませるような、この労働組合法といふものに對しまして、賛成をすることは絶対にできないのであります。

〔発言する者あり〕

○倉石委員長 靜肅に願います。

○青野委員 われ／＼が敗戦のどん底から浮き上るには、どうしても労働者諸君の協力なくして、この目的を達することはできない。その意味から

私どもは、三者構成の労働委員會の問題につきましても、第三者委員が公益委員と名称がかわりまして、これは資本家側の委員に属する人が多いのであります。全國の地方労働委員會を構成する顔ぶれを見まして、中央労働委員會の構成の顔ぶれを見まして、第三者の公益委員といふものは、常に保守勢力の陣營に關係の深い者か、もしくはそれらの思のかかつた諸君が多いのであります。従つてこういう労働委員會といふたような……。

〔発言する者あり〕

○倉石委員長 靜肅に願います。

○青野委員 中央労働委員會の内部の構成は、労働委員も、使用者の委員も、公益委員も、これらの三者が同じ力を持つてこの労働委員會を組織して、そうしてあくまで労働者の利益を守り抜くといふような立場をとらなければならぬ。今日の場合吉田内閣がいかに労働者に反動政策、反動労政策をとりましても、労働者のサービス省である労働省はその外に立つて、局外に立つて、あくまでも祖國の再建と生産の増強と、経済復興のために、そうして労働者を守り抜くといふ立場をとらなければ、労働者の協力を求めることはできません。なんぼ自由党が議會の中に絶対多数を占めても、全國の組織せられた労働者を敵にまわしては、何事もなし得ないのであります。日本の労働者はそれだけの力を持つておる。それを伸ばさざるを得ないのが、労働組合法の改正でなければならぬ。各所に落とし穴を設けて、あるいは争議を押え、あるいは労働組合の幹部を何かの條文にひつかけて、往年の特高警察の

ごとき手をもつて、何事かを計画しようといふことでは、日本の再建といふものはあり得ません。こういう見地に立つて、日本社会党はあくまでも日本の労働者の利益を守り抜く立場から、この法案に各種の欠点のありまするのに対して、ただいま朗読いたしましたような社会党の修正意見をつけまして、ここに私どもの主張を申し上げた次第であります。

最後に申し上げます。大分そこらでがや／＼言つておりますが、私どもはそういうことにはなれております。あいくちとこん様の中で育つておりますから、一人や二人の諸君がぶつ／＼言つても、頭にはえがとまつておるくらいにしか思つておりませんが、最後に申し上げたいのは、この労働法規が多数によつて議會を通過いたしますならば、ここに労働組合の代表者の諸君も来ておりますが、労働法規を改悪して、次にやるものは何か。官廳から四十万の首切りをや、重要産業から六十万の首切りをや、そうしてその次には、特高警察の手によつて労働運動を妨害して行く。これが一貫したところの保守勢力の方針であります。その現われが労働組合法の改正となり、その現われが労働関係調整法の改悪となつて現われて来たのであります。第一次試案、第二次試案、いかにこれが反動的であつたかということを考えるとき、その筋から訂正を受けなければならぬ。はつきり民主自由党の反動性をこの中に盛り込んでおつたものと思つてあります。われ／＼は諸君の反動的な、反動労働政策であるこの法案に対しては、力を持つて戦

つて行くことを宣言する。最後の結論として申し上げますが、往年の幕末の近藤勇は、ずいぶん刀を抜いて勤王の志士を切つたが、今日の吉田首相は右の手に労働者を四十万人首切つて、そうして民主主義の大きな波を妨害しようとして、むりなことをやろうとしておる。それがこの法案に盛り込まれております。従つて私どもは、やがてこれが決定いたしますならば、日本の労働者とともに、その第一線に立つて、自由党の諸君の政策と、われ／＼の政策とが、火花を散らして眞剣に戦つて、この法案をわれ／＼の力をもつて改正するであらうといふことを、ここに私どもは宣言するものであります。社会党のごに修正箇所を申述べて、この反動的な労働組合法と労働法に對しましては、以上の趣旨によつて反対の意思を表明したのであります。

〔拍手〕

○倉石委員長 議員外の傍聴者諸君に、委員長から注意をいたしますが、靜肅を保たれるように願います。川崎秀二君。

○川崎委員 私は第九控室民主黨を代表しまして、原案並びに修正案に賛成をするものであります。原案が出来る経緯につきましては、先般本會議の議場におきまして質問演説に立つた際に、第一次試案から第二次試案に至るまでの線の反動的なる改正の点、これらについては質問の際に詳しく申し上げた通りであります。私もその意図するところを對して、重大な疑念を持つておつたのであります。この法案をそれ自体の内容といふものは、また別の角度からながめなければならぬと、少くとも

私は思う。今回提出されておるところの法案それ自体の内容においては、組合の民主化、自主化、責任化ということを目標とした線に沿って行われておるのであります。その意図するところは、われ／＼も決して反対ではないのであります。従いましてその不備な点は、昨日来許された範囲内において、われ／＼は折衝を続け、修正の箇所を多く獲得をして参つておる。そのような意味合いをもつて、われ／＼はとにかく出された法案そのものを、冷厳に法案それ自体としてながめなければならぬ。こういう観点から本案に賛成するものであります。大局の見地から、私はこれに賛成はしたけれども、しかしながら、これを運用する人によつて、法律は生きも、死にもすると私は考えるのであります。本法運用については、吉田内閣におかれて十分の警戒をし、また今日までの経緯に照して、善処されんことを要望したいのであります。本日たゞ／＼対日賠償撤去を中止したことが発表されて、國際情勢が著しく好轉をした。その背後にあるものをわれ／＼は考えなければならぬ。それは終戦以來の、少くとも労働運動の面において、あるいは社会生活の面において、あるいは法律作成の面において、日本國民が民主化の線を漸次強化しておるということ、連合國が認めたことにはかならないと私は確信をするものであります。そのような意味合いをもつて、本法案それ自体にはわれ／＼は賛成をいたすものであります。

○倉石委員長 土橋一吉君。

○土橋委員 私は日本共産党を代表いたしまして、ただいま議題になつてお

ります労働組合法原案並びに労働関係調整法の一部改正に関する原案及びこの二つの法案の修正案について、反対の意見を表明するものであります。そのおもなる理由をいたしましては、現在資本主義國家におきましては、独占金融資本が、もはや民主主義の仮面をかなり捨てて、そして、そうして國家の権力と、さらに官憲の力をもちまして、労働運動を弾圧する趨勢にたゞいまあるものであります。その顯著な事例をいたしまして、昨年七月三十一日に発せられましたポ政令二〇一号及び國家公務員法の改正法律案であつたのであります。かようなものが、現在官公廳労働組合二百五十万の同志諸君に対して、どういふ結果を與えておるかということは、労働階級並びに全國の一般勤勞人民大衆が、よくその内容を承知いたしておるのであります。さらに鐵道あるいは專賣公社におけるところの労働階級には、公共企業体の労働関係法規が制定せられて、こゝれまた團體交渉、あるいは罷業権その他の事項につきまして多大な制限を受ける傾向に來ておるのであります。かくいいたしまして、民間一般労働階級に對しましては、ただいま政府が上程いたしておられますやうな、改悪の法律案を出さんとしておるのであります。

以上三つの動向をながめて参りますと、これが全日本の労働階級に及ぼす影響は、まったく甚大であると同時に、これが独占金融資本及びこれに寄生するところの保守反動的な政党的諸君の政治権力をますます強大化する内容を持つておるのであります。かような方向につきましては——日本共産党は全面的にさやうな勢力の増大するこ

とについて、反対の考えを持つておるのみならず、これを撃滅しなければならぬ、かような考え方を粉碎しなければならぬ、こういう精神を持つておるのであります。特に第二次吉田内閣及び第三次吉田内閣におきましては、御承知のごとく企業の合理化を中心としたしまして、全國の中小企業、さらに民族資本を含めまして、これを崩壊と、さらにこれを淘汰する傾向に参つておるのであります。さらにまた一般官廳におきましては、行政整理を断行することによりまして——たゞいま定員法が國會に上程いたされておられますが、かような方法において、徹底的に勤勞階級の犠牲と負担の上

に、資本家擁護の政策が強行せられておるのであります。これは明らかに経済九原則に便乗いたしまして、働く勤勞階級の犠牲と負担と、さらに血と涙と汗によつて、一部の諸君の暖衣飽食と、彼らの資本形態擁護のために考えられるところの政策であるのであります。かてて加えまして、今日の一般会計予算におきましては、七千四百六億余万円というやうな未曾有の龐大なる予算を編成いたしまして、その結果、この内容は全部勤勞階級の負担によるところの一大收奪を行つておるのであります。従つて甲種勤勞所得税におきましても、あるいは事業所得におきましても、ほとんど二倍ないしは七割強というやうな状態におきまして、これが強化せられることによつて、証明ができるのであります。かやうな状態——特に地方配付税の問題が通過いたしまして、地方財政の困難と、その窮乏はまた言語に絶する状態にあるのであります。かやうな状態は、

まさに揆を一にして、民主自由党が持てるところの本質的な政策の一環が、ここに現れておるのであります。にもかかわらず政府当局、あるいは労働省の説明によりまして、これは民主的の促進である。あるいは過去三箇年の労働組合の経験に徴し、さらに時勢の推移にかんがみて、かやうな状態に到達したのである。かやうな弁明を用いておるのであります。これは全部労働組合運動におけるところの民主的な方向の育成、助成とは反し、あるいは自主的な方向におけるところの美名的なものであります。その中に隠れておるものは、まさに勤勞階級を失業せしめ、勤勞階級の首を切り、さらに低賃金を強要し、あまつさへ苛酷な労働を強要して来る、かういふ本質を持つておる、ただいまの修正、あるいは原案でありますので、わが党としては、全面的にこの法律の内容には反対の意見を表明するのであります。

さらにわれ／＼は、日本の労働運動なり、あらゆる政治、経済、かやうなもの動向を考へて参りますと、これはポツダム宣言の規定の第六項以下に明記をしておるのでございます。特に労働組合運動に關しましては、第十項の後段の規定が明確にこれを規定しておるのであります。さらに一九四六年の十二月六日の極東委員会におきまして日本労働運動に對するところの指導的な原則、いわゆる十六原則に違反するものすべての條項がまたかやうな傾向にあるのであります。かてて加えて一九四八年の第三十一回労働會議、すなわちI.L.O.の會議におきまして、かやうなことを嚴禁する方向に

現在参つておるのであります。さやうな内容に逆行いたしまして、この法案が行われておるといふところに、民主自由党を中心とする吉田内閣の反人民的な、反勤勞階級的な政策が、まず露骨に現れておるのであります。なおこればかりではございせん。現在の憲法が明らかに規定をいたしておられますところの、憲法の前文の後段の規定におきましても、あるいは憲法の第三章の第十一條以下第四十條までに至る、すべての精神から考えましても、これが違反をしておるのであります。かやうな憲法の破壊を行ふものが民主自由党の政策であり、第三次吉田内閣の政策である。かやうにわれ／＼は断じておるのであります。特に憲法第二十八條の規定を見ますならば、明瞭に勤勞階級はその團結權、團體交渉權、さらに團體的諸行動の權利が保障され、しかもこれは奪うことのできない永久の權利であることを明記しておるのであります。従つてかやうな法案を權威ある本國會へ上程して來ること自身が、もはや憲法違反であり、かつ憲法の破壊者である。かういふのが現在の民主自由党の本質である。かやうにわれわれは断ぜざるを得ないのであります。國會は現在御承知のように、民主自由党を絶対多数としたしておりま

す。従つて一部資本家の代弁的な政党的な政治を敢行し、勤勞階級を、たゞいま申し上げたやうな疲弊窮乏のどん底へ陥れておるのであります。一部資本家階級を中心とする、民主自由党の諸君を含むところの反動的な勢力の独裁政治が、ただいま如實に行われておる

のであります。かようなことはわれわれ断じて許すことはできないのであります。なおその結果が非常におそろしいのであります。これは青野君も指摘せられておりますように、まさに全世界における歴史的な過程を考へてみても、また現在の現状を考へてみても、かような法案を提出すること、が、いかに反動的であり、反人民的であり、反勤労階級的であるということ、は、きわめて顕著な事例になつておるのであります。従つてかような傾向を助長することは、とうてい平和と自由と独立を愛好する日本共産党の名譽とその權威にかけまして、われわれは絶対賛成することができないのであります。以下私は各項目にわたりまして、その反動性を明確に指摘いたします。て、かような法案の中に含んでおるこの意圖を、明確にしておきたいと思ふのであります。

まず総則であります。これはどの法律におきましては總則は置かれますので、異論はないのであります。第一條の規定は、明らかに労働組合法というものがどういふものであるかということを書いておる、宣言規定でなければならぬと思ふのであります。従ひまして、憲法第二十八條が明記いたしておられますところの内容を、遺憾なく具現することが必要であるのであります。遺憾ながらこの法案の内容を見て、どういふことを書いておるか、と申し上げるならば、この法案が示しておられますように、労働者の地位を向上さすといふことの基本的な方法といいたしまして、労働者が使用者との交渉において、対等の立場に立つことを促進することになつておる。さやうなもの

だけでは労働者の地位の向上ではないのであります。あくまでも労働者の地位は、官憲なり、反勤政府なり、あるいは反勤政党なり、資本家なり、かやうなものが加えて来るであらうところに対して、社会的な、経済的な、政治的な、文化的な地位を高めるといふことが、基本でなければならぬと思ふのであります。従ひまして、さういふ一方法的な、技術的な方法を規定して、これが労働者の地位の向上であるといふやうなことを書いておるところに、この地位の向上に対して重大なる誤謬と、誤つた精神を持つておることが、まず看取できるのであります。また第二の團結することを擁護するといふ内容を見ても、われわれは團結權の擁護とは言へば、官憲の圧迫、資本家の分裂政策、あるいは懐柔政策、あるいは反勤政府がつくり上げるいかなる法律においても、労働組合の團結だけは保障しなければならぬ。こゝういふ建前を考へておるのであります。遺憾ながら本條の規定を見ますと、労働者がその労働條件について交渉をするためにみづから代表者を選出すること、その他團體行動を行うために自主的に労働組合を組織する、さういふ内容が團結權擁護の内容であります。これをながめて見ても、いかにこれが團結權擁護する一場面におけるところの、技術的な一つの方法であるかといふことは、きわめて明々白々であるのであります。また團體交渉をする權利を保障しておるといふ條項をながめて参りました。單に使用者と労働者との關係を規制する労働協約締結のための、團體交渉の保障であります。さやうなものは御承知おきのやうに、労働運動をおやりになつた労働者の代

表、あるいは資本家側の代表の方も多々おられるのであります。團體交渉は労働者側が資本家側との血の出るやうな闘いのうちに労働條件を獲得するものであります。従つてその方法につきましてはあらゆる方法があるものであります。ただ労働協約はその結果、結論として、かもし出されることの一つの約束にすぎないのであります。かやうな、ただ約束をつくり上げるために團體交渉をするといふやうなことが、いかに労働協約、あるいは團體交渉の内容を歪曲し、間を狭めておるかといふことは、明白であります。この内容を指摘いたしましたとき、第一條第一項の規定がいかに誤つておるかといふことを証明し、なおかつ憲法第二十八條の基本的態度を歪曲し、これを狭めて、勤労階級の手も足も出ないやうにしておるといふことは明々白々である。従つて第二項におきましては、かやうな内容を受け、刑法第三十五條の免責行為が許されておるのであります。またぐつと狭まつて来る。こゝういふ結果を招来しておるのであります。ところがふしぎなことには、さやうに労働組合關係のあらゆる權利、行動につきましては制限をしながら、暴力の行使については手放しで――暴力といふことは刑法のいかなる條項においてもないのであります。従つてこれは暴行であるかと言つても、政府当局は説明ができません。ただ不正なる暴力の行使であります。こゝういふやうな説明をいたしておりますが、かやうな漠然たる内容をもち、刑法第三十五條の免責規定を根本的にくつがえしておる。こゝう

いふ事実が明らかに看取せられると同時に、これによつて地方官憲諸君が、いかに労働運動を彈圧するか。それは組織をつくる面においても、團體交渉をする面においても、さらに團體行動権を行う面においても、あるいは爭議権を行う場合、さらにストライキ権を行う場合に、この暴力行為の行使といふことによつて、いかに官憲の力でこれが阻止せられるかといふことは、明々白々なる事実であります。また第二條をながめて見ても、御承知のごとく第二條の規定は、使用者の範圍を、いわゆる労働組合において多大に獲得することによつて、労働組合の力を弱める内容を持つておるのであります。これが第一項の規定であります。現在逆の現象があります。資本家側の諸君から、労働組合の専従者が俸給をちやうだいしておる方が、実は強いのであります。むしろ組合の自主的にまかなつておるやうな労働組合は、とかくすると、いわゆる民同とかいわれ、あるいは民主化同盟とかいわれる諸君がおもに牛耳つておるところの、労資協調の御用組合の傾向を多々持つておるのであります。従つて本末顛倒しておる條文をつくり上げておる。こゝういふことも御了解願へると思ふのであります。總則の規定は一應私はこれをもつて終ります。

第二章の労働組合の基本的な内容であります。労働組合の組織を規定しておる條項の第五條であります。この第五條の規定をながめてみますと、労働委員会に証拠を提出して、第二條、及び第二項の規定に適合すること立証しなければ、この法律、及び労働關係調整法に規定する手続に參與する資格を有せず。またこれらの法律に規定する救済を與えられない。かやうな制限的條項を設けておるのであります。従ひまして憲法第二十八條に基くところの、労働組合法によらざる労働組合が、ほうはいとしてアウト・サイダーとして出て来るのであります。さういふものについて、どういふ処置を考へておるか。こゝういふものを彈圧する労働組合法の規定によつてつくられる労働組合は、御用組合か、さもなくば、骨のないところの、いわゆるへな／＼労働組合以上に出ないのであります。従つて日本の労働運動が、いかに薄弱な労働組合になるかといふことは、この規定からまず考へられるのであります。また第二項の第四號の規定は、これは各同僚委員からも指摘されております通りに、少くとも憲法第十四條の規定が明記しておりますことは、日本國民はそれが人種的な差別、性別的なもの、あるいは信條的なものが何であらうと、あるいはそのものが門地なり、身分をいかに持つておつても、経済的な關係、あるいは政治的な關係、あるいは社会的な關係においては、國家自身は平等にこれを取扱うことを規定しておるのであります。従つていかなる法律の前におきましても、各人はその信條のいかに問はず、思想のいかにかわらず、これが平等な原則を受けるのであります。これは現在の法治國におけるところの不變の原則であるのであります。かやうなものを特に信條だけ抜きまして――政府の説明によりますと、これは組合の自治にまかしておけばよろしい、こゝういふ御説明であります。が、

運営、自主的な運営がなされて行くゆゑである、かように考えております。がゆゑに、政府におかれましては、労働教育の推進並びに労働行政の今後を願ひたいと同時に、十分に御努力を願ひたいと同時に、さらに政治全體に對する總合施策においても、今後まことに意を用いていただきたいのであります。同時に法規は簡素化されることを最も是なりとするのであります。今日第一條において、いわゆる暴力行使という字句を掲げておりますが、かくのごときは、先般労働大臣が大に希望せられたごとく、一日も早くわが労働界が正常に復して、かくのごとき字句を用いずして足るところのわが日本を、一日もすみやかに見出したいと考えるのであります。この点せつかく今後における政府の御盡力をお願いいたしまして、私の賛成の意見を申し述べた次第であります。

○倉石委員長 石田一松君。

○石田(一)委員 私は院内交渉團體であります新政治協議会を代表いたします。して、ただいま議題となつております労働組合法案及び労働關係調整法の一部を改正する法律案並びに提出されたな修正案に對して、ともに反對の討論をするものであります。その前に一應私にはただいま委員長に質問したい一事があるものであります。それは民主自由党その他の会派より共同提案として修正案が出された中に運輸省設置法の一部を改正する案が本労働委員会に提出をされておりますが、この労働委員会でも過去において、すでに制定された法律、この労働委員会の管轄外の法案を、この委員会でも修正する権限があるかどうか。この点について一應委員長の御見

解を承つておきたいと思ひます。(一)もう質疑は打切つたんだ。討論の時間だよ」と呼ぶ者あり)もちろん討論であることはよくわかりますが、特に委員会の運営の上においては、各委員会はそれ／＼所管のいわゆる権限事項があるわけでありまして、その所管の権限事項を、他の委員会が、その所属の委員会に断ることなく、突如としてこうした修正などを試みるということは、少くとも運輸省設置法案などを担当する委員会の権限を、侵犯することに間違ひはありません。この点においてこれは重要な疑義を今後に残すものでありますから、一應委員長の見解を伺いたいと思ひましたが、質疑は打切つて討論の時間であるということでありまして、後刻委員長において御誠意がありますれば、口頭をもつてか、あるいは文書で一應御説明願ひたいと思ひます。

私はただいま申し上げました両案の反対意見を簡単に申し上げます。船舶にわたる反対討論は、それ／＼反対の立場にある各党各会派の代表から申し述べられましたので、私は簡単にその理由を申し上げておきます。それはこの法案を改正する必要性というものを生み出した、政府当局の示した諸資料、材料というものが、ほとんど一方的な材料のみによつて、改正の必要を判断されたということでありまして、すなわち使用者側に有利であつて、労働者に不利である材料のみをもつて、この法案の改正が企図されたということでありまして、過日の公聴会における、労働組合運動の権威者である末弘博士の公述の内容に見ましても、末弘博士は大胆率直に、現行法実施の結果の

からなる協力を求めなければならぬというものであります。しかも最近の労働組合運動のあり方を見ますと、逐次それ／＼自己批判、脱皮の段階にあるというものであります。しかもこの脱皮の段階にある労働者諸君に対して、何を好んで、全労働階級、労働者が血を流すような声で反対の意思表示をしておるものか、強引にこれを通過させようとするものであるか、その意図が那邊にあるのであるか、私たちは疑ひたいのであります。労働者諸君は今まさに脱皮の過程にあり、祖国の再建のために、彼らの労働力をあけて、そのためにささげ盡そうという決意に燃えてあるわけでありまして、この労働意欲を頭から刺激するような本案のごとき立法は、決して祖国再建のためではないという大きな観念に立つて、私は反対いたしますのであります。

その他こまかい部分につきましても、反対意見はありますが、他の委員から述べられましたので、私はこれを省略いたします。よろしく公述人である末弘博士の述べられた言葉のごとく、政府は両案とも撤回をして、アメリカの議会におけるローヤル・コミッションのような機構を(イギリスじゃないか)と呼ぶ者あり)一應研究をして、しかもこの点について、労働運動が過去において間違つていたか、間違いでなかつたか。この實際をよろしく調査いたしまして、間違ひのない、一方的でない資料によつて、本法のごときは、改正案が立案されるべきであると私は考へるのであります。こういう観点に立ちまゝして、私は反対の意見を申し述べます。

○倉石委員長 次に石野久男君。権利であるとは私は信じておるのであります。今この労働法が、政府及びそれに賛成される輿論の民主自由党の諸君によつて、この國會を通過されると思いますれば、私もこの法律が、まづもつてこれらの法の受益者であるところの労働者に、いかなる影響を及ぼすかということを、眞剣に考えなければならぬと存するのでございまして。少くとも一國におけるところの法の制定、あるいは法の改正にあたりまして、われ／＼が考えなければならぬ点は、それが國民の代表である國會に提案される場合に、常にその法益を受ける人々の、その度合いがどのようであるか、その意見はどのようであるか、ということ、慎重に審議されなければならぬと存するのでございまして。憲法はその前文におきまして、明らかにこのことを要請しておると思ひます。その條章には「國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。」と書かれておるのでございまして。私たちはこの國民が享受する法の制定、改正にあつて、はたして今日の改正法案が、どのような立場から提出されているかということを、まづもつて検討を加へなければならぬと存するのでございまして。政府の提案理由といたしまして掲げられておるのは、過去三箇年の実施の経験にかんがみ、客觀的な諸情勢の推移にかんがみ、しかもまた経済九原則の円滑なる実施をするためと、このように述べられておるのでございまして。経済九原則の円滑な推進をはかるために、最も必要

○石野委員 ただいま上程されております労働組合法並びに労働関係調整法の一部を改正する法律案、及び両案に対する修正案に對しまして、労働者農民黨を代表して反対の意見を申し述べたものであります。

わが國における資本主義の発達、すでに明治以來、軍國主義的な軍需産業を中心として、そして軍隊と警察力に守られた、その資本家のもとに行われて來ておるのであります。このもとにおいては、労働者はあくどい搾取と苛酷の労働をしいられて來ておりまして、われ／＼の先輩は、この惡い環境から抜け出るために、幾たびか今日施行されておるこの労働法の獲得のために、闘つて來たのであります。けれどもそれは軍隊と警察力に守られておる時の権力のもとに、薙りさらされて來ました。日華事變から太平洋戦争に及ぶに至りまして、日本におけるところの資本主義の帝國主義的な形態が、その極に達しました。そしてこの戦争のもとに、ものすごい闘争が行われたのであります。この戦争の結果、はたして何を待たであらうか。私たちはその結果むごたらしい生活の窮乏と困窮をのみ残されておるのでございまして。國土は荒廢しております。そしてその中からボツダム宣言が日本の民主化を要請しております。この日本に對する民主化の要請から、一九四五年十二月二十二日に、今日の労働法が公布せられるに至つたのであります。この労働法は、労働者が長い間搾取され、そして隷屬され、しかも帝國主義戦争に幾たびかかり立てられたところの犠牲の總清算として、總決算として、獲得しました労働者の永久の保障された

○倉石委員長 次は石野久男君。労働者諸君の心には、何といつても、労働者諸君の心

○石野委員 ただいま上程されております労働組合法並びに労働関係調整法の一部を改正する法律案、及び両案に対する修正案に對しまして、労働者農民黨を代表して反対の意見を申し述べたものであります。

わが國における資本主義の発達、すでに明治以來、軍國主義的な軍需産業を中心として、そして軍隊と警察力に守られた、その資本家のもとに行われて來ておるのであります。このもとにおいては、労働者はあくどい搾取と苛酷の労働をしいられて來ておりまして、われ／＼の先輩は、この惡い環境から抜け出るために、幾たびか今日施行されておるこの労働法の獲得のために、闘つて來たのであります。けれどもそれは軍隊と警察力に守られておる時の権力のもとに、薙りさらされて來ました。日華事變から太平洋戦争に及ぶに至りまして、日本におけるところの資本主義の帝國主義的な形態が、その極に達しました。そしてこの戦争のもとに、ものすごい闘争が行われたのであります。この戦争の結果、はたして何を待たであらうか。私たちはその結果むごたらしい生活の窮乏と困窮をのみ残されておるのでございまして。國土は荒廢しております。そしてその中からボツダム宣言が日本の民主化を要請しております。この日本に對する民主化の要請から、一九四五年十二月二十二日に、今日の労働法が公布せられるに至つたのであります。この労働法は、労働者が長い間搾取され、そして隷屬され、しかも帝國主義戦争に幾たびかかり立てられたところの犠牲の總清算として、總決算として、獲得しました労働者の永久の保障された

なことは、これらの過去の経験と、これらの客観的な推移が、どのようにあつたかというのを、眞剣に考えることだと思ふのであります。まず第一に、客観情勢の推移と経験とが、いかなるものであつたかというものの判定に基いて、経済九原則に対する処置が立てられなければならない、このように存するのでございます。私たちはしばしば政府の説明を聞いております。過去の経験がどのようなものであつたという説明も聞いておる。しかしこの場合に、まずもつてその法益の受益者である者、すなわち労働大衆は、いかなる立場においてこれを見ておるかというのを考えなければならぬ。かつて第二次試験が提示されましたときに、全国における公聴会、あるいはまた、すでに国会の本委員会において持ちましたところの公聴会における労働者側の意見は、すべて反対である。しかも今日このときにおいて、全国の七百万の組織された労働者は、この法案を悪法なりとして排撃する運動を展開しておるのでございます。また第三者の意見は、すでに諸君も御承知の通り、この法案を政府に撤回することを要請しておりますし、国会がもし考えるならば、これは返上すべきであるというところまで眞剣に申し述べておるのであります。われわれの関知するところにおいては、この法の改正によつてその法益を受けるものの労働者諸君、これはすべて反対の態度を示しておる。また第三者も、これに一應慎重な審議を加へるべきであるということをも、要請しておると信ずるのでございます。はたして政府が三箇年の経験に基きと言ひ、しかも客観的な情勢の推

移によると言ふその根拠は、いずかから来たものであるか。それはかつてこの国会において持たれました公聴会の席上、日経連の諸君が申し述べられ、またその資本家を代表する態度、及び政府のその意図、そしてこれを支持される民主自由党、これらのものを除いては、すべてがこの客観的な情勢や、あるいはまた経験にかんがみというところを、否定しているということとを立証しておるものである。この法案の提出される理由は、すべて民主自由党、その政府である吉田内閣が、資本家陣営の意図をそのままに代弁する姿でしかないということ、いわざるを得ないのであります。私たちはそれがその法益を受ける者に対して、著しく悪化すること、この法を見て、自信を持つて申し上げることができるものであります。それゆゑに私たちは労働者農民を代表して、この法案に対する反対を、まず前提として申し上げるものでございます。私たちはこのような立場から、この法案に対してしきりに検討を加へてみたい。

本法案には政府がいかに説明をいたしましやうとも、憲法に対しては違反する多くの條項を含んでおると信ずるのでございます。労働権を掠奪し、組合を取締つて、その自主的な健全な組合運動を抑圧する以外の何ものでもないというところを、はつきり申し上げたいのでございます。この法案によつて、さらに労働者はその自主的にして健全なる運動を阻止され、そこに残るものは、おそろくは組合に依存する組合員ではなくして、職制に依存するところの、職場に依存するところの、資本家に依存するところの組合員を、多

くつくり上げるであらうということをはつきり申し上げなければならぬ。私たちはこのようなことがあるならば、それは憲法に対する違反行為であり、極東十六原則の趣旨にもとるものであると、いなければならぬ。と信ずるのでございます。すなわちこの法案を貫いている次の四つの点が、最もそうした特質を示すものであると申し上げなければならぬと、私は信じておるのでございます。

まず第一に第一條及び第二條、第五條、特にその第五條における第四項のごときは、明らかに憲法二十八條に対する違反をなしておるものであり、極東委員会の示した十六原則に対しては、もとよりものであるといわなければならないのでございます。第二には、本法案の各條項を通じて、労働権に対して苛酷な制限規定がなされておるというところである。第三には、労働組合に対する官憲の介入を容易ならしめておるということであり、第四には、この法案全部を通じて文章が著しく難解である。わかりにくい、そしてそのわかりにくいというところは、われわれの見解をもつてすれば、ただ単に技術的なまづさから来たものであるとは信じられないのであります。特に第一條の文章のごときは、いわゆる憲法違反、あるいはその他十六原則等に対する違反事実を、故意に歪曲しようとする、作意的な文章の形であると思ふのでございます。このように四つの点から、本法案は労働者諸君が言うように、最も悪辣な労働者弾圧の取締り規定であると断定せざるを得ないと思ひておるのでございます。各條にわたりまして簡單なわれわ

れの反対理由を申し述べたいと思ふのであります。

第一條に關しましては、すでに各党の委員がその意見を申し述べており、すなわち、この法は明らかに本法を貫くところの宣言規定でなければならぬ。その宣言規定は、少くとも政府の説明するように、憲法二十八條より具体的に記述されておるべきものであると信ずるのでございます。しかるに憲法二十八條が明らかにわれわれに保障するところの團結権、団体交渉権、あるいは団体行動権は、いたずらに制限を付せられて、ごく狹義に狹めて解釈されるように、この法文には書き上げられておるのでございます。しかもまた第二十八條においては、明らかにこれらの諸權利、労働者に與へられたる權利を保障しておるのにかかわらず、この法案においては擁護するといふような文字をもつて、労働者に対して非常なわがりにくくさせておる。しかもこの相手方であるところの資本家陣営に對しましては、保障された權利を、擁護するといふ恩惠的な權利に、置きかえようとする意図が含まれておると信じられるのでございます。われわれはこの擁護と保障との文字の使いわけこそ、決して簡單なものではないと考へておるのでございます。この擁護といふ文字を使うことこそ、政府がいたずらに資本陣営の有利な観点を、確保してやろうといふその作意が、にじみ出ているものであると信じられるのでございます。そのことは、その第二項における但書の暴力行使の文字において、明らかに証明されるのでございます。さきに共產党の土橋君は、この点に対して適切な意見を申

し述べられておるのでございますが、われわれは労働者の持つ權利が、かくのごとくして制限され、規制されておるにもかかわらず、暴力行使という廣汎な手放しの規定が、ここになされておること、この点において、労働者の立場から最も強い反対の意見を申し述べたいと思ふのでございます。戦後におけるところの労働者は、幾多非難はありますけれども、少くともより自主的に、より民主的に、育成されつつあるものであります。少くともこの国会において、日本の將來を憂ひ、眞に日本の再建と日本の復興をいねがう者が、われわれ國民の代表として、その陣頭に立つて本國會を運営しようとするならば、このような労働者の間に芽生えておるところの、自主的にして健全なる趨勢を育て上げなければならぬ。この芽をつまみとるがごときこのよう規定は、明らかに反動的な規定である。それはかつての軍國主義と、その反動的な政策のもとに、逆もどりする以外の何ものでもないといわれわれは信ずるのでございます。また第二條、あるいは第五條において、徹底的に労働者の團結権を掠奪し、しかもその自主性が、政府並びにその背後におけるところの資本家階級の權力に隷屬することとを、しいておると見られるのでございます。その但書の一項の規定におきまして、あるいはその他のすべての規定は、このようにして労働者の強く確保され、保障された權利を制約しておるのであります。第二條と第五條との関連性において、幾多の非組合員が本法の改正案のもとにおいて出て來るものであります。われわれは、非組合員として出て來るであらう職場の労働者

諸君が、どれだけ多くの数になるかというのを、しばしば政府に対して質問いたしました。おそらくこの数字は、歴大な数字となつて出て来るであらう。しかもこれらの非組合員は、本法五條の規定によりますれば、法のもとにおけるところの、いわゆる法律に規定するところの救済を與えられないことになるのでございます。しかもまた法外的な手続もなすことができないのであります。法外的な手続がなされず、しかも法の保障が與えられないという事になります。ならば、これは憲法二十八條におけるところの労働者の権利と、いかなる關係になるかというのを考えなければならぬ。しかもまた、今日到るところに起つておられる失業者の群れ、しかも労働者の餓死的な生活事情、職を失つておられる者にとりても、賃金運配が統々出でるのでございます。このような立場から、労働者はその餓死的な生活と窮乏の中におのいておるのであります。これらの労働者が、眞に自分たちの生活権を守り抜くためには、何が最も信頼されるものであらうか。それは申すまでもなく二十八條が保障するところの團結権であり、交渉権であり、あるいは爭議権であるはずであります。しかるにこれらの労働者は、このような労働法の保護のもとにおいては、生きることができなくなるのであります。かかる点は、明らかに法の前に平等でなければならぬところの人民各層に対する、差別的な待遇を表示するものであります。しかもその第四号において、先ほど來何べんか問題になつておられるところの信

條を、作意的に抜いておるといふところにも、この差別的な政府の施策が、明らかににじみ出でるといふわけにはならないのであります。また第七條におきまして、不当労働行為の規定がございまして、政府及びこれに賛成される諸君の意見をもつてしまふならば、これは現行法よりも、前進しておるものであると言われているのでございまして。しかしわれわれの見解をもつてするならば、これはいささかも現行法より前進しているものではない。これは明らかに第二條の規定、第五條の規定に対する、裏返しのことを文章化したものにすぎないのでございまして、それ以外の何ものでもないものであります。これを言いかえますれば、本法を貫くところの労働者の彈正、労働者の取締りの規定、こうしたものを、故意に労働者に対してごまかそうとするほかに、何らの意味を持つものでもない。信じておるのでございまして。また第二條の規定しておりますところの専従者の給與の問題のごときにおきまして、明らかにこれは、小さな組合を経済的に破滅させる結果をもたらす以外の何ものでもないというのを、指摘しなければならぬのでございまして。われわれはここのほか労働委員会の問題について、特に公益委員の問題、あるいはその委員会が非公開の原則をとるということに対しても、他の諸君が表明されておりますような意味と同じような意味において、反対の意思を表明するものであります。

労働法に対しても幾多の意見を持つものであります。時間の關係もあります。と、重複する憂いがあります。で、一應各條にわたるところのわが党の意見は、差控えたいと思つてあります。これを要するに、昭和二十四年度予算によつて、人民は重税に苦しみ、中小企業者は金融難のために次々に倒壊して行くのであります。労働者は政府の行政整理と、民間の企業整備のために、歴大な失業となつて、またまた投げ出されて行くのであります。今現にこの國會の正面には、この中小企業者の、特に石炭産業者、それに従事する従業員の人々が、いわゆるハンストに入つております。これは石炭産業におきまふところの中小炭鉱が、やつて行けないというのを國會の諸君に、政府の諸君に、その真相を訴えるために、今ハンストをやつております。茨城炭田におけるところの中小企業、あるいはまた政府予算その他の諸施策によつて生ずるであろうところの失業者の歴大な数字は、これらに従うところの四万七千人のうち、三万二千の人々を失業陣営の中にはうり込もうとしておるのであります。本法案が改正される意図は、このような労働者に対する歴大な失業に対して、資本家が労働者の團結権その交渉権、その爭議権に対する脅威からのがれるために、この本法案を、故意に政府が資本家とたくらんで、提出されたものであるといわざるを得ないのであります。かかる立場に立つ労働者の反撃は、著しく、各地にわたつてその範圍を廣めておるのでございます。私たちは、この法案を提出されました政府及びそれに賛成するところの民主自由党の諸君に、慎重再考を促したいと思つてござい

ます。今これらの労働者が、もし本法成立のあかつきにおいて、いかなる立場になり、これによつて生ずるであろうところの日本の経済に及ぼす影響、及びこの社会に與える大きな影響を思うときに、それは決して日本の民主化のためにも、再建のためにも、有益なものではないと信ずるのであります。私たちはこのような反動立法が、もしこの國會を通過するとしますならば、これは立法國におけるところの現國會が、最も恥辱を感じなければならぬものと信ずるのであります。かかる意味において、われわれ労働者農民党は、本法の改正にあたつて、絶対反対の態度を表明するものであります。

○倉石委員長 討論は終局いたしました。

第一に労働組合法案について採決いたします。まず民主自由党吉武恵市君より提案せられました修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次に本修正案を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて本修正案は修正議決いたしました。

以上で労働組合法案は修正議決いたしました。

次に労働関係調整法の一部を改正する法律案を議題として採決いたします。

まず民主自由党吉武恵市君により提案せられました修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に本修正案を除いた原案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて本修正案は修正議決いたしました。

次に本日採決いたしました両案についての衆議院規則第八十六條による報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと思つておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議がなければ、さうに決定いたします。

次にただいまの両案についての、本會議討論者の指名をいたしたいと思つておりますが、その数は七名として、委員長において指名いたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○倉石委員長 御異議がなければ、さうに決定いたしました。その数は七名とし、

三浦寅之助君 大矢 省三君
小川 半次君 春日 正一君
島田 末信君 石田 一松君
石野 久男君

を指名いたします。

次回は公報をもつてお知らせすること。

ととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

〔参照〕

労働組合法案(内閣提出)に関する報告書

労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年八月五日印刷

昭和二十四年八月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局